

スクールソーシャルワーカーの活動

—家庭への支援、訪問支援に焦点を当てて—

文部科学省
フリースクール等に関する
検討会議
2015年2月27日

スクールソーシャルワーカー
上智大学総合人間科学部
横井 葉子



- 「ソーシャルワークを学校をベースに展開すること」（山野 2012：39）
- 「学校にかかわるソーシャルワークを行うということであるから、教育、あるいは学校という仕組みを背景に、ソーシャルワークを展開することになる。」（野田 2008：60）
- 「ソーシャルワークの理念と方法論を適用し、何らかの葛藤を抱える学齢期の子どもたちを援助する」（山下 2008:12）
- 「児童生徒の等しく教育を受ける権利や機会を保障していくことを目的としたソーシャルワークの専門的援助活動」（門田2002：3）

スクールソーシャルワークとは？

「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の地を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。」 (国際ソーシャルワーカー連盟・国際ソーシャルワーク学校連盟「ソーシャルワークのグローバル定義」2014年7月、メルボルンにて採択)

ソーシャルワークとは？

- 日本では社会福祉士（1987年）、精神保健福祉士（1997年）として国家資格化
- どこに配置されている？→福祉事務所、児童相談所、都道府県や市町村の福祉部局／発達障害者支援センター、精神保健福祉センター等の専門機関／老人ホーム、児童養護施設等の施設、介護保険法や障害者総合支援法に基づくサービス事業所や機関／医療機関／司法機関 等
- いくつかの自治体での先駆的な取り組みを経て、2008年から文部科学省の「スクールソーシャルワーカー活用事業」により学校現場にも配置・派遣されるようになった

ソーシャルワーカーとは？

- **事業の趣旨**「いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。」
- **実施主体**「都道府県・指定都市・中核市」
(文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」より)

文部科学省

「スクールソーシャルワーカー活用事業」

「スクールソーシャルワーカーとして選考する者について、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者が望ましいが、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者・又は活動経験の実績等がある者のうち次の職務内容を適切に遂行できる者とする。

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ②関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
- ③学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動」

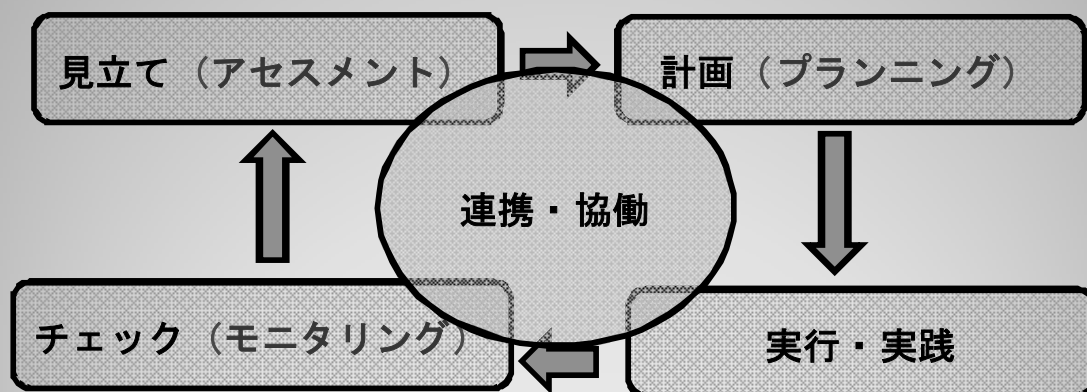
(文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」より)

職務内容と資格

- 「スクールソーシャルワーカーは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家です。」
- 「学校は、スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の様々な情報を整理統合し、アセスメント、プランニングをした上で、教職員がチームで問題を抱えた児童生徒の支援をすることが重要です。また、教職員にスクールソーシャルワーク的な視点や手法を獲得させ、それらを学校現場に定着させることも同様に重要なことです。」（文部科学省『生徒指導提要』平成22年3月、128-129p）

文科省による生徒指導の基本書では

個別支援のサイクル

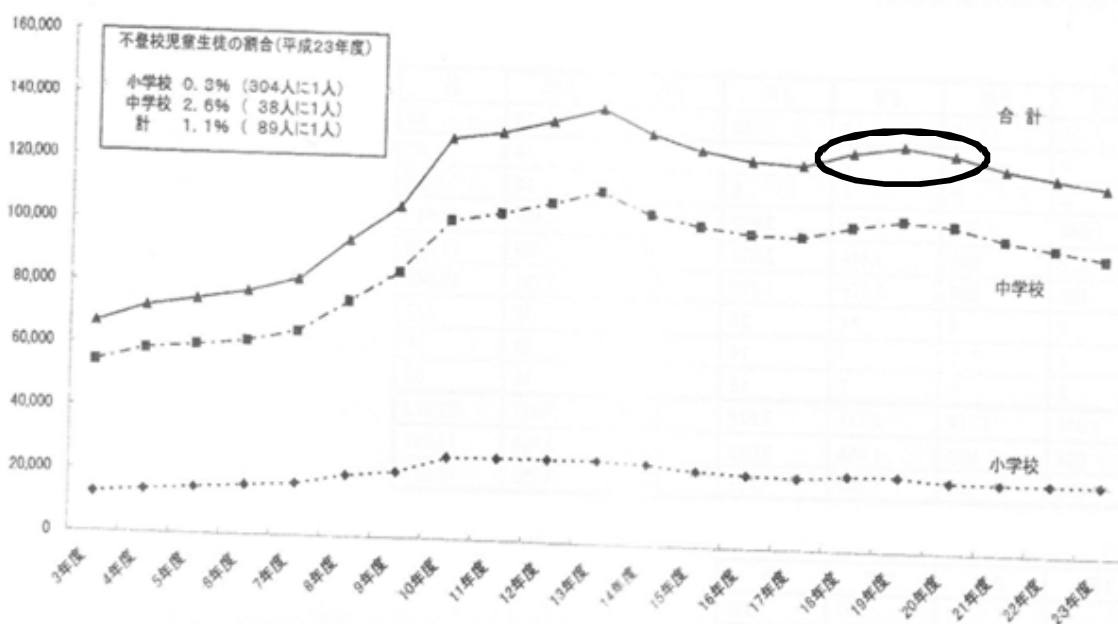


問題の解決・改善を目指すには・・・

- 不登校の増加
- 暴力行為の増加
- いじめの認知
- 児童虐待の増加
- 発達障害と特別支援教育
- 外国につながるのある子どもの不就学、教育問題
- 性同一性障害（GID）等への配慮
- 精神疾患による休職者（教職員）の増加
- いじめ防止対策推進法（2013）
- 子どもの貧困防止法（2013）、対策大綱（2014）

事業の背景

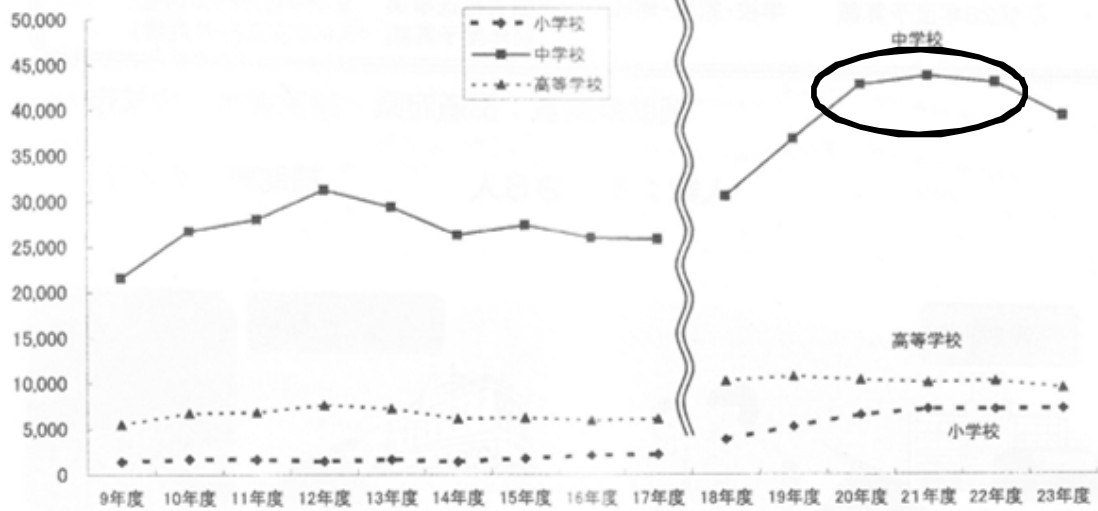
<参考1> 不登校児童生徒数の推移



出典：文部科学省「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

不登校児童生徒数の推移

＜参考1＞学校内外における暴力行為発生件数の推移

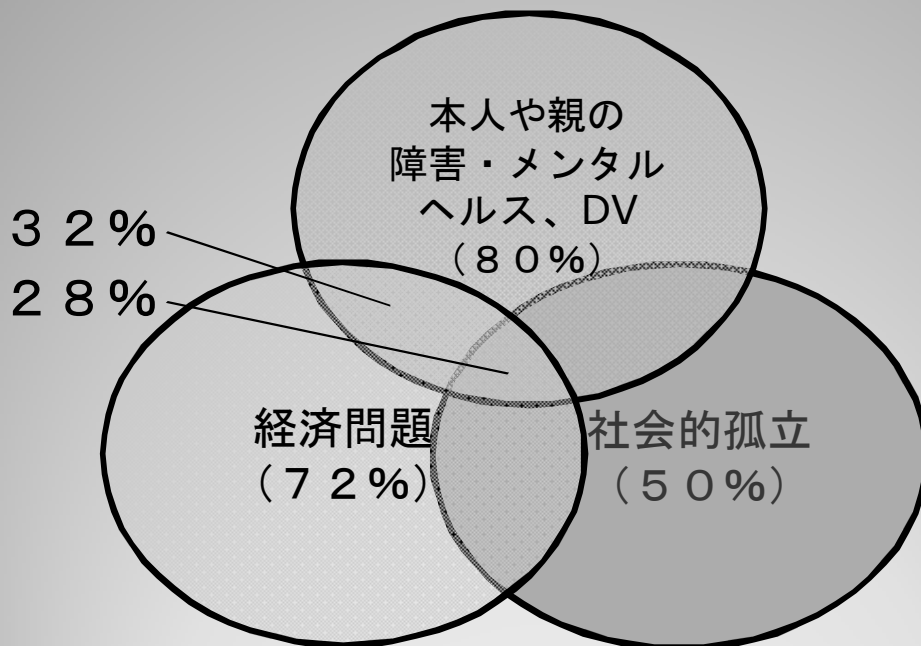


	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
小学校	1,432	1,706	1,668	1,483	1,630	1,393	1,777	2,100	2,176	3,803	5,214	6,484	7,115	7,092	7,175
中学校	21,585	26,783	28,077	31,285	29,388	26,295	27,414	25,984	25,796	30,564	36,803	42,754	43,715	42,987	39,282
高等学校	5,509	6,743	6,833	7,606	7,213	6,077	6,201	5,938	6,046	10,254	10,739	10,380	10,085	10,226	9,442
合計	28,526	35,232	36,578	40,374	38,231	33,765	35,392	34,022	34,018	44,621	52,756	59,618	60,915	60,305	55,899

(注1) 平成9年度からは公立小・中・高等学校を対象として、学校外の暴力行為についても調査。
 (注2) 平成18年度からは国私立学校も調査。また、中学校には中等教育学校前期課程を含める。

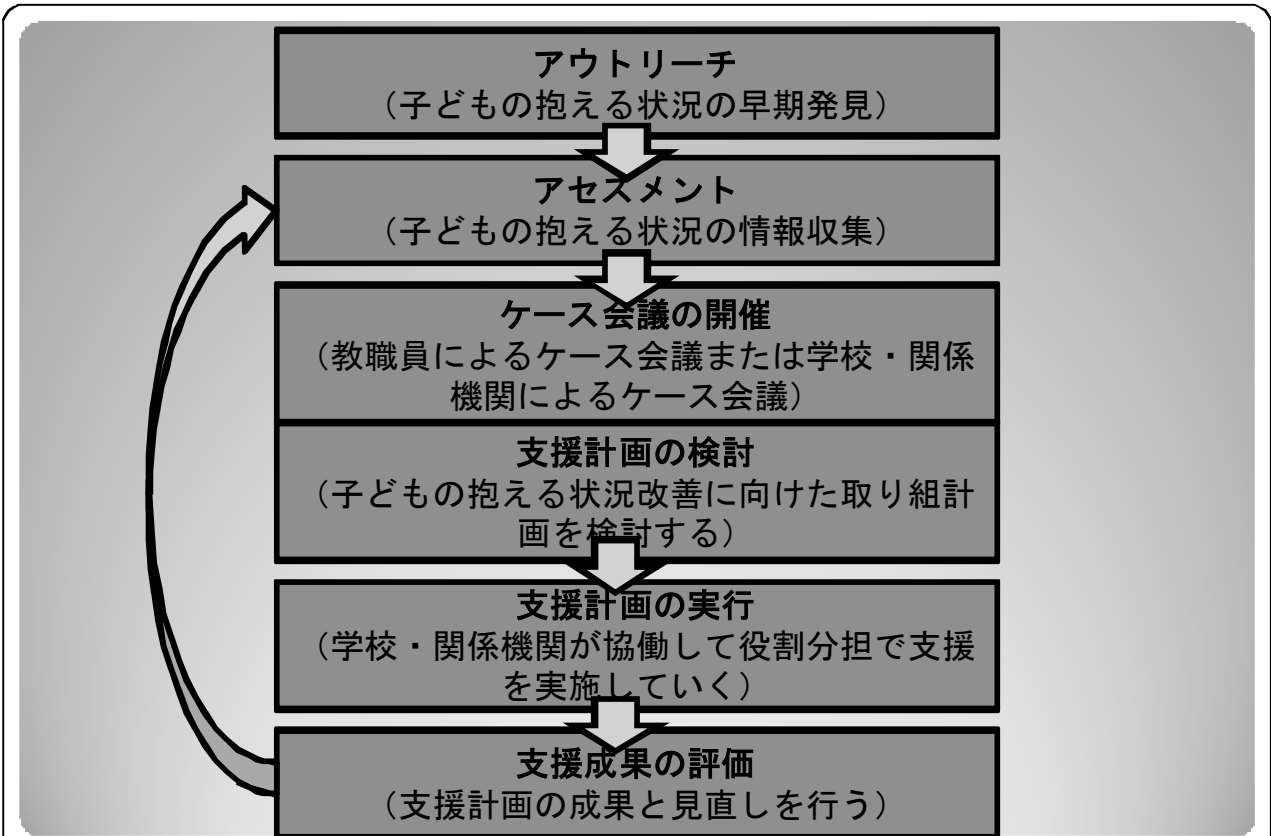
出典：文部科学省「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

暴力行為発生件数の推移



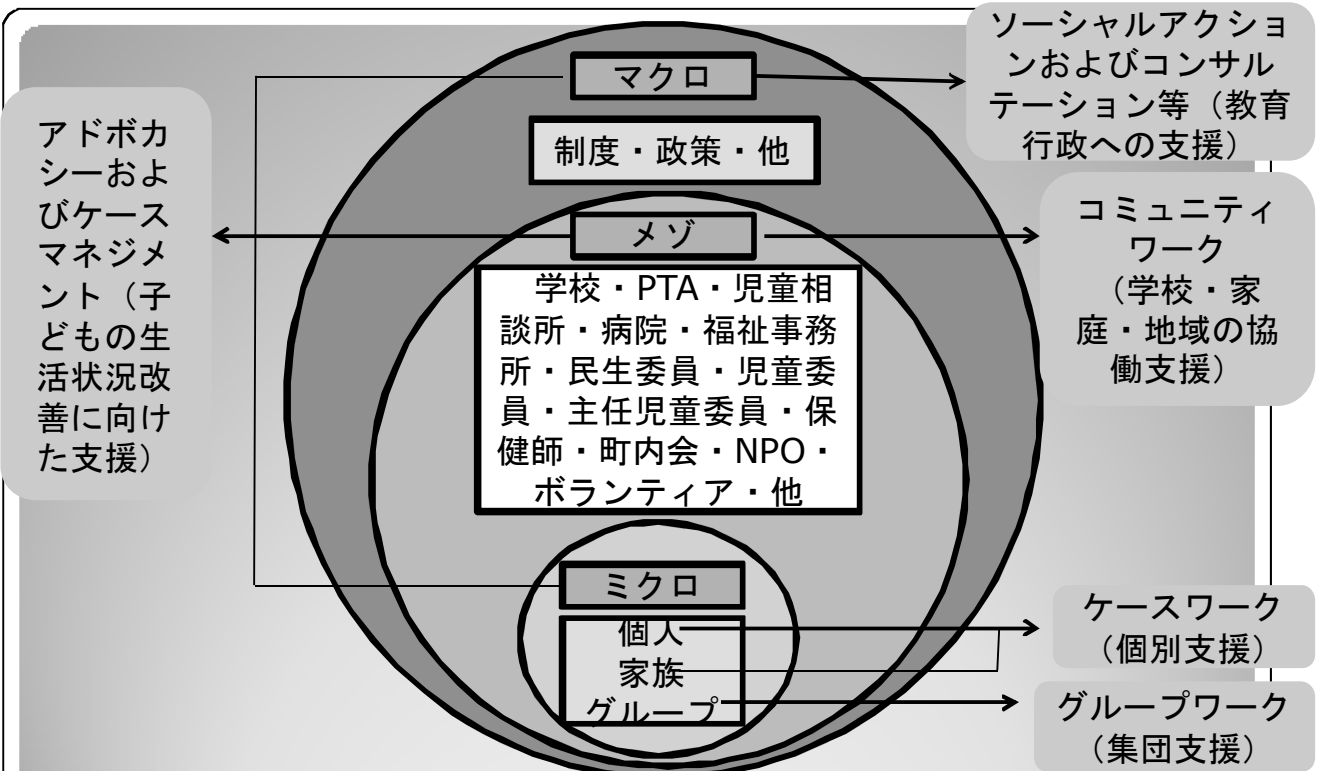
平成15年度に北海道の児童相談所で虐待で受理した119事例の分析。(鴈咲子(2013)「子どもの貧困と教育機会の不平等」30頁より)

「不利と困難の複合」にある子ども



学校でのソーシャルワークの支援過程

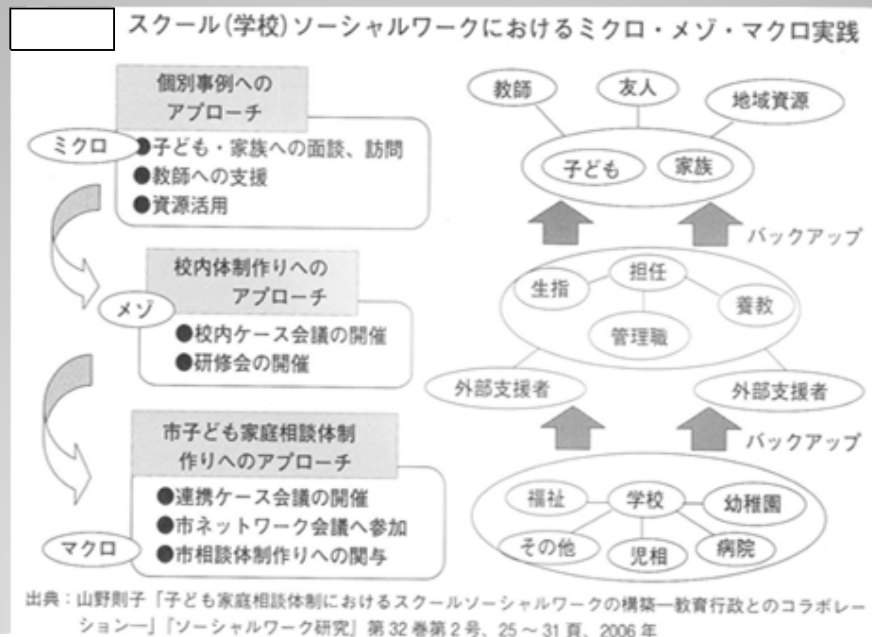
出典：門田「スクール（学校）ソーシャルワークの実践プロセス」（2012：84）



出典：門田「スクール（学校）ソーシャルワークの実践プロセス」（2012：82）

さまざまなレベルに同時に働きかける

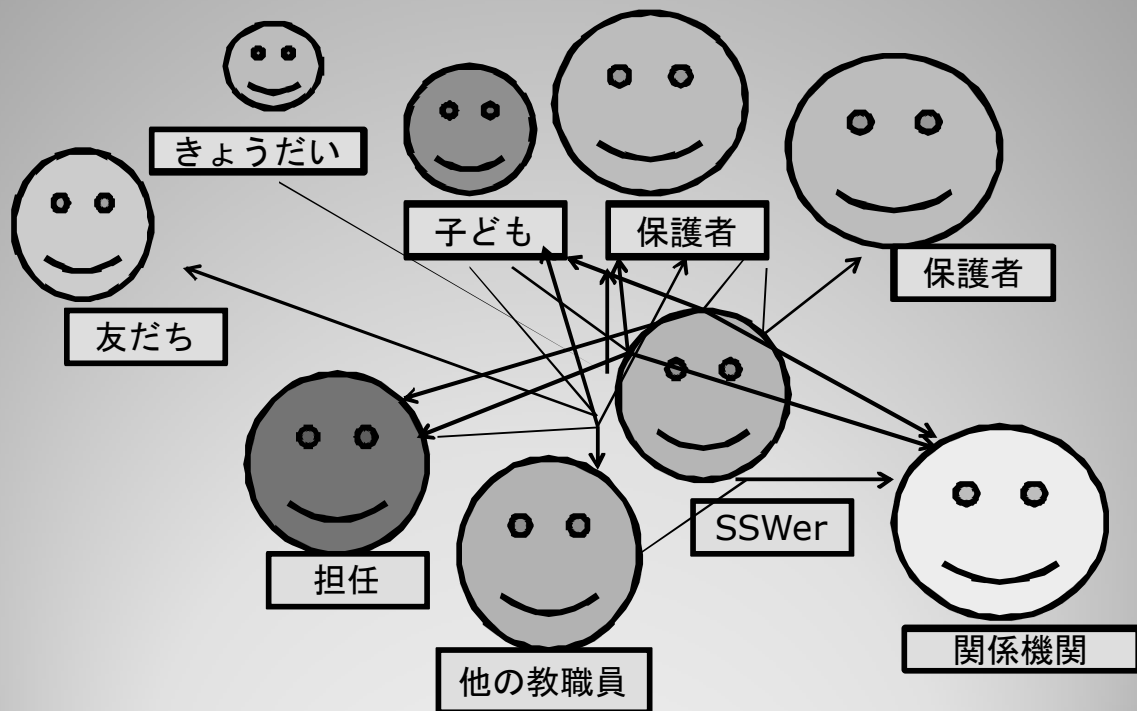
- ミクロレベルは個別事例への環境を視野に入れた取り組み
- メゾレベルは校内体制づくりや変革への取り組み
- マクロレベルは制度・政策立案などシステムづくりにかかわる取り組み (山野 2012 : 39)



学校領域におけるミクロ・メゾ・マクロ実践

- 1人ひとりの子どもを個人として尊重します。
 - 子どものパートナーとして一緒に問題解決に取り組みます。
 - 子どもの利益を第一に考えます。
 - 秘密を守ります。
 - 問題よりも可能性に目を向けます。
 - 物事を自分で決めるようにサポートします。
 - 個人に責任を求めるのではなく、環境との相互影響に焦点を当てます（エコロジカルな視点）。
- (日本スクールソーシャルワーカー協会のホームページより)

「基本的な姿勢」



アドボケイト（代弁）機能の大切さ

- ひとり親（特に母子）
- 子どもの養育、家事、申請手続きなどに支援が必要
- 障害、疾病を抱える人がいる
- 子どもの数が多い
- 親が若い
- 日本語が通じない
- 近所から孤立
- 学校との関係が悪化している
- 複合的な課題を抱える

家庭への支援の例 — どんな家庭を？

- 経済的困窮→福祉資金貸付や生活保護申請／債務整理に関する制度や支援機関の情報提供、仲介及び問い合わせ、民生委員・児童委員等との連携、同行活動等／生活費の見通しを持つ手伝い等)
- 児童虐待・ネグレクト防止→保護者面接、学校と児童相談所及び市町村の子育て部局等との連携支援、要保護児童対策地域協議会の活用等
- 離婚、DV→支援機関の情報提供と相談の支援
- 近隣からの孤立→民生委員や社会福祉協議会のソーシャルワーカーと連携

家庭への支援の例　－どんなときに？

- 発達に関する相談→保護者との面接、医療機関との連携支援、進路や自立生活に向けた支援等
- 不登校・ひきこもり→予防の体制づくり、早期発見早期対応、校内支援チーム構築の支援、保護者との連携支援、関係機関（相談機関、医療機関等）との連携、複合する課題への対応
- いじめの加害・被害→いじめ防止推進会議への参加と予防、子どもへの働きかけ等
- 家庭内暴力→保護者への相談支援等
- 保護者の一時帰国　等　また、これらの複合も

家庭への支援の例　－どんなときに？

学年	組	氏名	担任	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	備考
6	1	A	〇〇	1	5	4	7	3	8		
6	1	B	〇〇		1		3	3	2		母子
6	2	C	△△		7				2		ケガ
6	3	D	□□	1	1	2	1	3	1		
5	2	E	☆☆	15	17	17	9	15	10		児相
5	2	F	☆☆			6	3	7	19		帰国
5	4	G	★★				7	8	6		転入
4	1	H	▽▽		4			3			
4	3	I	●●				3	2	1		転入

欠席日数の推移に表れる家庭の変化

- 面接・電話（子ども・保護者と、学校・家庭・関係機関等相談者が選んだ場所で）
- 連携（スクールカウンセラー含む教職員と、地域の関係機関や関係者等、教育委員会と）
- 仕組みづくり：校内支援会議の設置や充実化の働きかけ、鍵となる教職員（特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、養護教諭、学校管理職等）のサポート、欠席日数が増えた生徒への対応アドバイス、学級改善へのアドバイス等
- 行政等に働きかける（たとえば学習支援の場を作るなど）、関係機関との組織的なつながりを作る等

家庭への支援の例　－どうやって？

- 外出できない保護者に会うとき
- 家庭の様子を見たいとき
- 学校との関係が悪化したとき
- 安否がわからないとき
- 訪問による環境調整が必要なとき
- 定期的な訪問
 - ・ ネグレクト家庭の安否確認や虐待防止
 - ・ 長期的な不登校
 - ・ 継続的な保護者支援 等

家庭訪問を考えるとき

- まずは教員（学級担任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事等）
- スクールカウンセラー
- 教育委員会等の家庭訪問相談員
- 教育支援センター（適応指導教室）の教員、心理士等
- 保健所等の精神保健福祉士や臨床心理士
- 生活保護の子ども支援員
- 民生委員・児童委員、主任児童委員
- 児童相談所や市町村子育て支援部局の職員 等

訪問を専門とする他職種との連携

- 鷹咲子（2013）『子どもの貧困と教育機会の不平等—就学援助・学校給食・母子家庭をめぐって』明石書店.
- 門田光司（2002）『学校ソーシャルワーク入門』中央法規.
- 門田光司（2012）「スクール（学校）ソーシャルワークにおける実践モデル」日本社会福祉士養成校協会監修門田光司・富島喜揮・山下英三郎・山野則子編『スクール（学校）ソーシャルワーク論』中央法規、79-108.
- 国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)・国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）（2014）「ソーシャルワークのグローバル定義」.
- 日本スクールソーシャルワーカー協会ホームページ<http://www.sswaj.org/index2.html>
- 野田正人（2008）「学校ソーシャルワークの目的と価値」日本学校ソーシャルワーク学会編『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』中央法規、60-70.
- 文部科学省（2010）『生徒指導提要 平成22年3月』.
- 山下英三郎（2008）「子どもたちの現状とスクールソーシャルワーク」日本スクールソーシャルワーク協会編山下英三郎・内田宏明・半羽利美佳編著『スクールソーシャルワーク論—歴史・理論・実践』学苑社.
- 山下英三郎・内田宏明・牧野晶哲編著『新スクールソーシャルワーク論—子どもを中心にすえた理論と実践』学苑社.
- 山野則子（2006）「子ども家庭相談体制におけるスクールソーシャルワークの構築—教育行政とのコラボレーション」『ソーシャルワーク研究』32(2),25-31.
- 山野則子（2012）「スクール（学校）ソーシャルワークとは」門田光司・富島喜揮・山下英三郎・山野則子編『スクール（学校）ソーシャルワーク論』中央法規、38-47.
- 横井葉子・酒井滋子・厨子健一・木崎恵理子・山野則子（2013）「スクールソーシャルワークの効果的援助用紙に関する全国実態—ケース会議における実践に焦点化して」『学校ソーシャルワーク研究』8.

引用文献